

令3年度第3回茨城県医療審議会（茨城県地域医療構想調整会議合同）会議録

1 日時 令和4年2月24日（木） 15時45分から17時05分まで

2 場所 茨城県庁13階 保健福祉部長室（Web会議として開催）

3 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

4 議事

(1) 定足数の確認

事務局司会（医療政策課課長補佐 神永）は、医療審議会について委員総数21名に対し、出席委員18名であることを確認し、茨城県医療審議会運営要領（以下「要領」という。）第4条第2項に規定する定足数に達したことを宣した。

(2) 出席者の紹介

茨城県医療審議会委員のほか、茨城県地域医療構想調整会議の構成員として各構想区域における調整会議の議長が出席していることを報告した。

(3) 事務局の紹介

病院事業管理者の五十嵐、保健福祉部長の吉添、保健福祉部医監兼次長の森川ほか、保健福祉部、病院局の関係課長等が出席していることを報告した。

(4) 議長の選任

要領第4条第1項の規定により、鈴木会長が議長に就いた。

(5) 会議の公開

議長は、本会議を公開とすることについて意見を求めたところ、異議なく承認された。

(6) 会議録署名人の指名

議長は、要領第11条第1項の規定に基づき会議録署名人に、松崎委員及び横濱委員を指名した。

(7) 議事

議長は、事務局に次の事項の説明を求め、事務局は会議資料に基づき説明を行い、質疑応答及び意見交換（別紙参照）が行われた。

●諮問事項

①第7次茨城県保健医療計画の中間見直しについて

説明に基づき質疑応答及び意見交換が行われ、第7次茨城県保健医療計画の中間見直し（案）については原案のとおりとして差し支えない旨の答申を行うことで承認された。

●報告事項

①地域医療構想の推進について

②地域医療介護総合確保基金 令和4年度要望事業について

③令和4年度病床機能再編支援補助金に係る病床の削減について

④届出により療養病床又は一般病床を設置する診療所の承認について

⑤医療法人部会における令和3年度の調査審議結果について

⑥令和3年度医師派遣調整に係る医師派遣要請について

⑦茨城県循環器対策推進計画（案）について

以上をもって全ての議事が終了したので、議長は閉会の宣言をした。

上記を確認するため、会議録を作成し、会議録署名人が署名する。

令和4年3月24日

茨城県医療審議会会長

鈴木邦彦

会議録署名人

松崎信夫

会議録署名人

横濱 明

令和3年度 第3回 茨城県医療審議会  
 ( 茨城県地域医療構想調整会議 合同 )

参加者名簿

○ 委員

区分		役職名	氏名	摘要
医療を提供する立場にある者	医師会	茨城県医師会会長	鈴木 邦彦	会議室出席
	医師会	茨城県医師会副会長	松崎 信夫	オンライン参加
	歯科医師会	茨城県歯科医師会会長	榎 正幸	オンライン参加
	薬剤師会	茨城県薬剤師会会長	横濱 明	オンライン参加
	自治体病院協議会	全国自治体病院協議会茨城県支部長	島居 徹	オンライン参加
	私立病院	茨城県精神科病院協会会長	高沢 彰	オンライン参加
	医療法人	茨城県医療法人協会理事	伊藤 道子	欠席
医療を受ける立場にある者	市町村	茨城県市長会会長	山口 伸樹	オンライン参加
	保険者	茨城県保険者協議会代表	木城 洋	オンライン参加
	被保険者(福祉)	茨城県社会福祉協議会会長	森戸 久雄	オンライン参加
	被保険者(介護)	茨城県介護支援専門員協会副会長	浅野 有子	オンライン参加
	被保険者(女性)	茨城県女性団体連盟代表	本多 美知子	オンライン参加
学識経験のある者	医学	筑波大学理事・附属病院長	原 晃	オンライン参加
	公衆衛生	筑波大学教授	我妻 ゆき子	オンライン参加
	地域医療	筑波大学教授	田宮 菜奈子	オンライン参加
	看護	茨城県看護協会会長	白川 洋子	欠席
	栄養管理	茨城県栄養士会会長	入江 三弥子	オンライン参加
	救急業務	国立病院機構水戸医療センター院長	山口 高史	オンライン参加
	救急業務	茨城県消防長会会長	小泉 直紀	欠席
	法律	弁護士	上嶋 佳子	オンライン参加
	その他	茨城県議会議員	海野 透	会議室出席

○ 各構想区域調整会議議長等

役職名	氏名	摘要
水戸地域医療構想調整会議議長 (水戸市医師会長)	原 毅	オンライン参加
日立地域医療構想調整会議議長 (多賀医師会長)	横 倉 稔 明	オンライン参加
常陸太田・ひたちなか地域医療構想調整会議議長 代理 (ひたちなか保健所長)	牛 尾 光 宏	オンライン参加
鹿行地域医療構想調整会議議長 (鹿島医師会長)	松 倉 則 夫	オンライン参加
土浦地域医療構想調整会議議長 (土浦市医師会長)	小 原 芳 道	オンライン参加
つくば地域医療構想調整会議議長 (つくば市医師会長)	飯 岡 幸 夫	オンライン参加
取手・竜ヶ崎地域医療構想調整会議議長 (取手市医師会長)	眞 壁 文 敏	オンライン参加
筑西・下妻地域医療構想調整会議議長 (眞壁医師会長)	落 合 聖 二	オンライン参加
古河・坂東地域医療構想調整会議議長 代理 (古河保健所長)	大 谷 幹 信	オンライン参加

○ 事務局（茨城県）

役職名	氏名	摘要
保健福祉部長	吉 添 裕 明	会議室出席
保健福祉部医監兼次長	森 川 博 司	会議室出席
保健福祉部医療局長	砂 押 道 大	会議室出席
保健福祉部医療局医療政策課長	土信田 法 男	会議室出席
保健福祉部医療局医療人材課長	宮 本 善 光	オンライン参加
保健福祉部厚生総務課長	森 田 達 也	オンライン参加
保健福祉部感染症対策課長	石 川 仁	会議室出席
保健福祉部長寿福祉推進課長	磯 崎 聡	オンライン参加
保健福祉部障害福祉課長	前 川 吉 秀	会議室出席
保健福祉部薬務課長	黒 澤 豊 彦	オンライン参加
保健福祉部健康・地域ケア推進課長	関 律 子	オンライン参加
保健福祉部健康・地域ケア推進課がん・生活習慣病対策推進室長	堀 内 孝 弘	オンライン参加
保健福祉部生活衛生課長	松 本 徹	オンライン参加
保健福祉部少子化対策課長	川和田 由紀子	オンライン参加
保険福祉部福祉指導課福祉人材確保室長	佐 藤 卓	会議室参加
病院局病院事業管理者	五十嵐 徹 也	オンライン参加
病院局経営管理課長	島 田 敏 次	オンライン参加
病院局経営管理課企画室長	江 寺 広 行	オンライン参加

## 令和3年度第3回茨城県医療審議会（茨城県地域医療構想調整会議合同）

### 質疑応答要旨

日時：令和4年2月24日（木）

15時45分から17時05分まで

場所：茨城県庁13階 保健福祉部長室

（Web会議として開催）

#### ●諮問事項

##### ① 第7次茨城県保健医療計画の中間見直しについて

鈴木会長 資料1-1「第7次茨城県保健医療計画の中間見直しについて」の「2「最終案」における「原案」からの変更点」表中、「災害医療」の項目に「全日本病院医療支援班」（AMAT）とあるが、「全日本病院協会医療支援班」ではないだろうか。

森田課長 全日本病院協会のホームページなどで確認したところ、「全日本病院医療支援班」という表記である。ただし、全日本病院協会の災害時医療支援活動規則においては、「災害時医療支援活動班」という表記になっている。

改めて確認したうえで報告させていただく。（別紙、令和4年3月1日付け茨城県医療審議会事務局事務連絡により、AMATの日本語表記は「全日本病院医療支援班」であることを報告。）

鈴木会長 中間見直しの「最終案」についての知事からの諮問に対しては、審議の結果、差し支えないものと答申してよろしいか。

～ 異議なく承認 ～

#### ●報告事項

##### ① 地域医療構想の推進について

鈴木会長 厚生労働省からは、「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し」を実施するよう要請されている。

本県においては、2022年度末までに民間を含めた医療機関の「具体的対応方針」を決定するとしているが、期限までに決定したものを修正することは可能か。

事務局 2022年度末という期限については、正確には2023年3月までということであり、それまでに、2025年に向けて又は次期の保健医療計画の策定に向けて目途をつける必要があるという意味で設けている。

しかし、地域医療構想調整会議は、その後も続いていくこととなり、保健医療計画等の見直しや進捗状況の確認など、長期的な視野で進めていく必要がある（ため修正することは可能である）とご理解いただきたい。

鈴木会長 一度定めた「具体的対応方針」については、修正ができないわけではないことを踏まえて、（各地域医療構想を）進めていただきたい。

## ② 地域医療介護総合確保基金 令和4年度要望事業について

松崎委員 資料3の表中、「(3) 医療従事者の確保に関する事業」欄における「公衆衛生医師確保対策事業」及び「公衆衛生・臨床連携強化事業」について、具体的にはどのような事業を行うのか。

森田課長 「公衆衛生医師確保事業」については、県の行政に係る公衆衛生医師を継続的に確保することを目的とし、筑波大学に委託して、若手の臨床医や大学院生などを対象に、公衆衛生医師育成プログラムを開設するものである。

「公衆衛生・臨床連携強化事業」については、筑波大学や茨城県医師会と連携し、地域の臨床医や大学院医師に、非常勤嘱託医として保健所で働いていただき、保健所の体制を強化するとともに、保健所と地域の医療機関の連携を強化するものである。

鈴木会長 資料3の表中、「(6) 介護従事者の確保に関する事業」欄における「介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業」について、現在のわが国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の入国が制限されている状況であるが、入国の制限が解除されることを見越しての事業なのか。

佐藤室長 この事業は、茨城県内の介護従事者を確保することを目的としている。海外の日本語学校からの留学生に、県内の介護福祉士養成施設（以下、「養成施設」という。）に入学して2年間介護を勉強していただき、資格を取得した後、県内の介護事業所等で働いていただくことを考えている。

まず、海外の現地にある日本語学校において、1年半から2年間かけて日本語の教育を受けてもらう。併せて、介護に関する技能や知識を学んでいただき、卒業した後、県内の養成施設に入ってもらいたい。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、現地に行くことができない状況であるが、今後は、可能であれば現地に行って、県内の介護の状況、入学する養成施設の状況、卒業後に就職することとなる県内の介護事業所の現場の様子などをPRしたいと考えている。ただし、現地でPRができない場合などは、WEBを活用してPRを行うことを考えている。

鈴木会長 日本ではなく、海外の現地での教育に対して県が支援するということか。

佐藤室長 海外の現地にある日本語学校、その後に入學していただく茨城県内の養成施設における介護の勉強及び資格取得などに対して支援を行う。

※ 福祉指導課による補足（議事録作成時点）

当初、現地日本語学校による日本語教育に対する支援も考えていたが、現時点では、現地での事業は、学生に対する PR 活動や説明会の開催のほかに、介護に関する教育支援が主となる。

また、留学生が県内の養成施設に在籍中は、養成施設が行うカリキュラム外の日本語及び介護に関する教育への支援（外国人介護福祉士確保事業）や留学生への修学資金の貸付けによる支援（介護福祉士修学資金貸付事業）を行う。

鈴木会長 対象国は決まっているのか。  
また、海外にある日本語学校については、どの学校でも支援の対象になるのか。

佐藤室長 対象国はベトナムを考えている。  
海外にある日本語学校については、茨城県とベトナムのロンアン省との間で人事交流の覚書を締結しているため、ロンアン省とつながりのある学校を検討しているところである。

海野委員 3年前に、ベトナムの日本語学校を見に行った。行政と関わりのある学校はほとんどなく、民間の業者が、宿舎に人を集めて日本語を勉強させるというものが多かった。  
（日本語能力試験における）N2レベルであれば、普通に会話ができるとされている。普通の会話ができるようになってから日本に来てもらえるように、行政が間に入ったかたちで支援すること。そうでなければ、日本語の能力にばらつきがあり、県内の養成施設に入學して2年間勉強してもらっても、即戦力になる人とそうでない人が出てくると思う。

佐藤室長 技能実習生の場合は、N4レベルで入国ができるが、養成施設に入學するためには、N2レベルが必要となるため、そのレベルを目指していきたい。

鈴木会長 （海外にある日本語学校において）日本語を1年から1年半ほどかけて勉強しても、N3レベルにならなければ、日本に来て働きながらN2レベルになることは難しい。  
介護の場合は、日本語がある程度できないと研修にもならないため、ある程度のレベルは決めた方がよろしいと思う。

佐藤室長 海外の現地にある日本語学校における日本語教育によって、N2レベルになっていただく。そうでなければ養成施設に入学することができない。

鈴木会長 海外の現地にある日本語学校については、ある程度特定されるとのことであるが、県内の養成施設はどこでも選べるようにしていただく必要がある。

佐藤室長 この事業に賛同いただける養成施設に参加いただく。

鈴木会長 まだまだ海外からの留学生による介護従事者を待っている人が多いため、その需要を満たしていただきたい。

- ③ 令和4年度病床機能再編支援補助金に係る病床の削減について
- ④ 届出により療養病床又は一般病床を設置する診療所の承認について
- ⑤ 医療法人部会における令和3年度の調査審議結果について

#### ⑥ 令和3年度医師派遣調整に係る医師派遣要請について

鈴木会長 これまでは地域医療対策協議会に参加している各医療機関が、自院の希望で医師派遣を要望していたが、今後は、地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）において各医療機関の役割を決め、それに基づいて医師派遣を要望することに変えていくことになる。

そのため、二次医療圏ごとの調整会議において、機能分化及び役割分担を検討することが、前提として必要になってくる。

資料2-1に、厚労省のHPで配信されているプログラムとして「(6) 佐賀県地域医療構想の進め方について」が掲載されている。この佐賀県の取組は、合意形成に非常に力を入れており参考になるため、よろしければご覧になってほしい。

#### ⑦ 茨城県循環器病対策推進計画（案）について

以上。